

○指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年大分県規則第五号）新旧対照表

改正案	現行
<p>(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)</p> <p>第二十一条 条例第八十六条の指定訪問リハビリテーションの方針は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。</p> <p>(整備等を行うべき記録)</p> <p>第三十三条 条例第百十三条第二項の規則で定める記録は、次に掲げる記録とする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 条例第百十二条の二第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(整備等を行うべき記録)</p> <p>第三十八条 条例第百三十一条第二項の規則で定める記録は、次に掲げる記録とする。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 条例第百三十二条において準用する条例第百十二条の二第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(準用)</p> <p>第四十一条 第四条及び第三十条から第三十三条までの規定は、基準</p>	<p>(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)</p> <p>第二十一条 条例第八十六条の指定訪問リハビリテーションの方針は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(整備等を行うべき記録)</p> <p>第三十三条 条例第百十三条第二項の規則で定める記録は、次に掲げる記録とする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 条例第百十四条において準用する条例第四十条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(整備等を行うべき記録)</p> <p>第三十八条 条例第百三十一条第二項の規則で定める記録は、次に掲げる記録とする。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 条例第百三十二条において準用する条例第四十条 第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(準用)</p> <p>第四十一条 第四条及び第三十条から第三十三条までの規定は、基準</p>

該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「第九条」とあるのは「第三百三十六条において準用する条例第九條」と、第三十條第一項中「第四百四條第三項」とあるのは「第三百三十六條において準用する条例第四百四條第三項」と、第三十一條中「第三百六條」とあるのは「第三百三十六條において準用する条例第三百六條」と、同條第一号中「第七條」とあるのは「第三百三十六條において準用する条例第七條」と、第三十二條中「第八條」とあるのは「第三百三十六條において準用する条例第八條」と、第三十三條中「第十三條第二項」とあるのは「第三百三十六條において準用する条例第十三條第二項」と、同條第一号から第四号までの規定中「第十四條」とあるのは「第三百三十六條」と読み替えるものとする。

(指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第四十二條 条例第四百四十一條の指定通所リハビリテーションの方針は、次に掲げるとおりとする。

一〜三 (略)

四 指定通所リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。

(整備等を行うべき記録)

第七十三條 条例第二百三十七條第二項の規則で定める記録は、次に掲げる記録とする。

一〜七 (略)

八 (削る。)

(整備等を行うべき記録)

第七十七條 条例第二百四十八條第二項の規則で定める記録は、次に掲

該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「第九条」とあるのは「第三百三十六条において準用する条例第九條」と、第三十條第一項中「第四百四條第三項」とあるのは「第三百三十六條において準用する条例第四百四條第三項」と、第三十一條中「第三百六條」とあるのは「第三百三十六條において準用する条例第三百六條」と、同條第一号中「第七條」とあるのは「第三百三十六條において準用する条例第七條」と、第三十二條中「第八條」とあるのは「第三百三十六條において準用する条例第八條」と、第三十三條中「第十三條第二項」とあるのは「第三百三十六條において準用する条例第十三條第二項」と、同條第一号から第五号までの規定中「第十四條」とあるのは「第三百三十六條」と読み替えるものとする。

(指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第四十二條 条例第四百四十一條の指定通所リハビリテーションの方針は、次に掲げるとおりとする。

一〜三 (略)

(新設)

(整備等を行うべき記録)

第七十三條 条例第二百三十七條第二項の規則で定める記録は、次に掲げる記録とする。

一〜七 (略)

八 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。)第六十四條第三号に規定する書類

(整備等を行うべき記録)

第七十七條 条例第二百四十八條第二項の規則で定める記録は、次に掲

げる記録とする。  
一〇九 (略)  
**十 (削る。)**

げる記録とする。  
一〇九 (略)  
**十 施行規則第六十四条第三号に規定する書類**